

今治市バス・タクシー事業燃料費支援金

コロナ禍で移動が制限される中、また、燃油価格高騰により経営が厳しくなる中においても事業を継続し、市内外の移動手段の確保に努めたバス・タクシー事業者の皆様へ、燃油価格高騰分に相当する額を助成します。

交付対象事業者（以下の（１）～（４）の要件を全て満たす必要があります。）

- （１） 市内に本社を置く貸切バス事業者又はタクシー事業者
- （２） 市税を滞納していない者
- （３） 交付申請時において引き続き貸切バス事業及びタクシー事業を営む者
- （４） 今治市暴力団排除条例第２条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者

支援金の額の算定方法

$$\left(\frac{\begin{array}{l} \text{【令和３年度} \\ \text{(又は４年度) 分]} \\ \text{※燃料油脂費の合計} \\ \text{※総走行キロ} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{【令和２年度分]} \\ \text{※燃料油脂費の合計} \\ \text{※総走行キロ} \end{array}} - 1 \right) \times \left(\frac{\begin{array}{l} \text{令和３年度} \\ \text{(又は４年度)} \\ \text{における} \\ \text{※実車走行距離} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{令和３年度} \\ \text{(又は４年度)} \\ \text{における} \\ \text{※実車走行距離} \end{array}} \right) \times \frac{100}{110} \quad (\text{円未満切捨て})$$

↖ (小数第６位を四捨五入) ↗

※総走行キロ、燃料油脂費の合計、実車走行距離については、国土交通省へ毎年度提出する「輸送実績報告書」による数値と同じ方法で算出したものとする。

ただし、国土交通省が行う「タクシー事業者に対する燃油価格激変緩和対策事業」の補助金を既に受給している場合は、その補助金額を差し引いた額となります。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 誓約書
- ③ 事業許可を証する書類の写し
- ④ 該当する車両の車検証の写し
- ⑤ 各年度（４月１日～翌年３月３１日）における総走行キロや燃料油脂費の合計、実車走行距離を証する書類の写し（令和２、３年度については、国土交通省へ提出済みの「輸送実績報告書」の該当様式の写しで可）
- ⑥ 国の「タクシー事業者に対する燃油価格激変緩和対策事業」補助金の給付を受けたことを証する書類（補助金交付決定及び額の確定通知書の写し、振込みが確認できる通帳の写し等）

申請書の提出期間

貸切バス事業者の皆様

支援金算定の対象	申請書の提出期間
令和3年度分	令和4年8月19日（金）まで

タクシー事業者の皆様

支援金算定の対象	申請書の提出期間
令和3年度分	+令和4年8月19日（金）まで
令和4年 4月から 同年 7月までの分	令和4年8月 2日（火）から令和4年9月15日（木）まで
令和4年 8月から 同年 9月までの分	令和4年10月3日（月）から令和4年11月15日（火）まで
令和4年10月から 同年11月までの分	令和4年12月1日（木）から令和5年1月16日（月）まで
令和4年12月から 令和5年 1月までの分	令和5年2月1日（水）から令和5年3月10日（金）まで
令和5年 2月から 同年 3月までの分	令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（火）まで

提出先・問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市 総合政策部 地域振興局 地域振興課【電話番号】0898-36-1514

【メールアドレス】chiiki@imabari-city.jp